

制度のしくみは？

介護を社会全体で支え合う制度です

介護保険は、40歳以上のみなさんが被保険者（加入者）となって保険料を納め、介護が必要になったときには、介護サービスを利用できる制度です。住み慣れたまちでいつまでも安心して暮らせるように、みんなの住む品川区が運営しています。

品川区（保険者）

- 介護保険制度を運営し、介護サービスを整備します。
- 保険料を徴収し、保険証を交付します。
- 介護保険負担割合証を交付します。
- 要介護認定を行います。



サービス事業者

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業などが、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスなどを提供します。

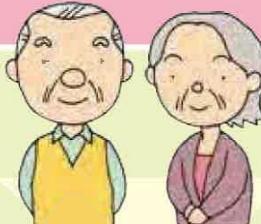


被保険者

- 保険料を納めます。
- 要介護認定を受けて、サービスを利用します。
- 利用者負担※を支払います。

※所得等により、1割、2割、3割です。詳しくはP16を参照してください。

65歳以上の人 (第1号被保険者)



サービスを利用するには

介護や支援が必要と認定された人（どんな病気やけがが原因で介護が必要になったのかは問われません）

特定疾病とは

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症

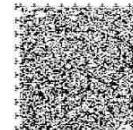
40歳から64歳までの人は (第2号被保険者)



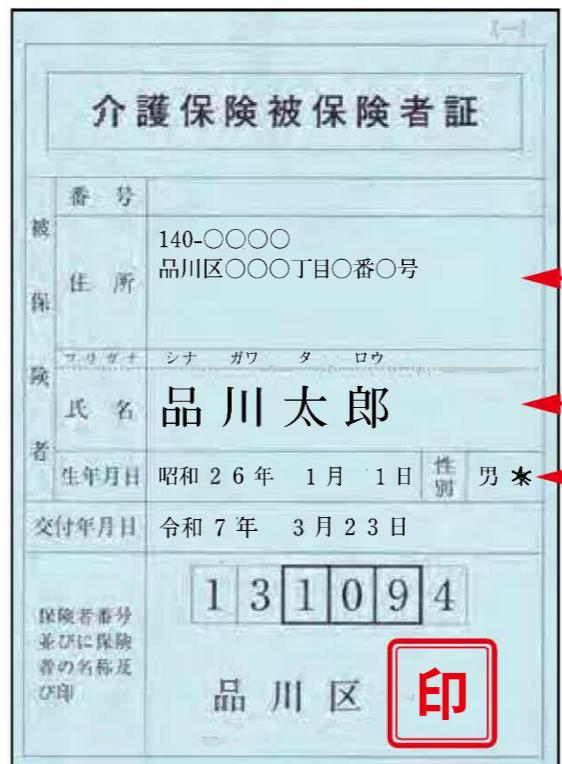
サービスを利用するには

加齢とともに生じる特定疾病が原因となって、介護や支援が必要であると認定された人（特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません）

- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、およびパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節の著しい変形を伴う変形性関節症



保険証を大切に！



●ご自身の住所、氏名、生年月日が記載されます。

●認定された介護度が記載されます。

●認定年月 令和7年3月23日

●認定の有効期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日

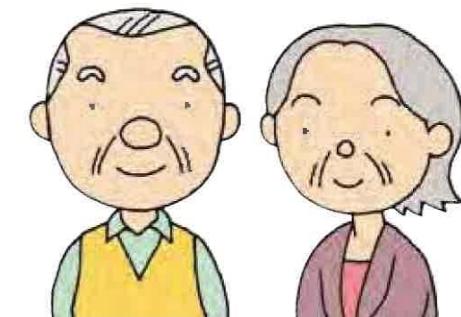
●区分支給限度基準額 令和7年4月1日～令和10年3月31日
1ヶ月あたり 30,938単位

●サービスの種類 標準支給限度基準額

●1ヶ月に利用できる上限（単位）が記載されます。
●要介護4の方の限度額は30万9,380円です。（標準地域の場合。P17参照）

65歳以上のは

65歳になった月（65歳の誕生日の前日の属する月）の前月に交付されます。



40歳から64歳までの人は

要支援・要介護と認定された人や、保険証交付の申請をした人に交付されます。

